

化学物質管理の現状と今後の課題

～安全データシート(SDS)の活用と化学物質リスクアセスメントの促進に向けて～

化学物質による健康障害防止対策については、本年度を初年度とする第12次労働災害防止計画(平成29年度までの5ヶ年計画)の重点として、化学物質のリスクアセスメントの実施、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の活用促進等、化学物質とその取扱作業の管理の適正化が重要な課題になっています。

「第12次労働災害防止計画」PR版から

目標：(平成29年度末までに)安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造業者の割合を80%以上に

化学物質による健康障害防止対策

【目標】 GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造業者の割合を80%以上とする

- 発がん性に着目した化学物質規制の加速**
 - 化学物質の有害性情報の集約化
 - 発がん性に重点を置いた有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速
 - 発がん性が疑われる段階での対策の強化
- リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供**
 - 化学物質に関するリスクアセスメントの促進
 - 危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付促進
 - 省庁横断的な取組による合理的な化学物質管理体制の構築
- 作業環境管理の徹底と改善**
 - 化学物質の性状や取扱量等の情報から、測定を行わずに作業環境中の濃度が推定できる手法の活用による健康障害防止措置の普及
 - 発散抑制装置の性能要件化の普及
 - 個人サンプラーによる濃度測定への導入検討

GHSによる化学物質の危険有害性の絵表示の例

神奈川労働局「第12次労働災害防止推進計画」から

目標：(平成29年度末までに)化学物質のリスクアセスメント実施事業場の割合を50%以上に

工 化学物質対策

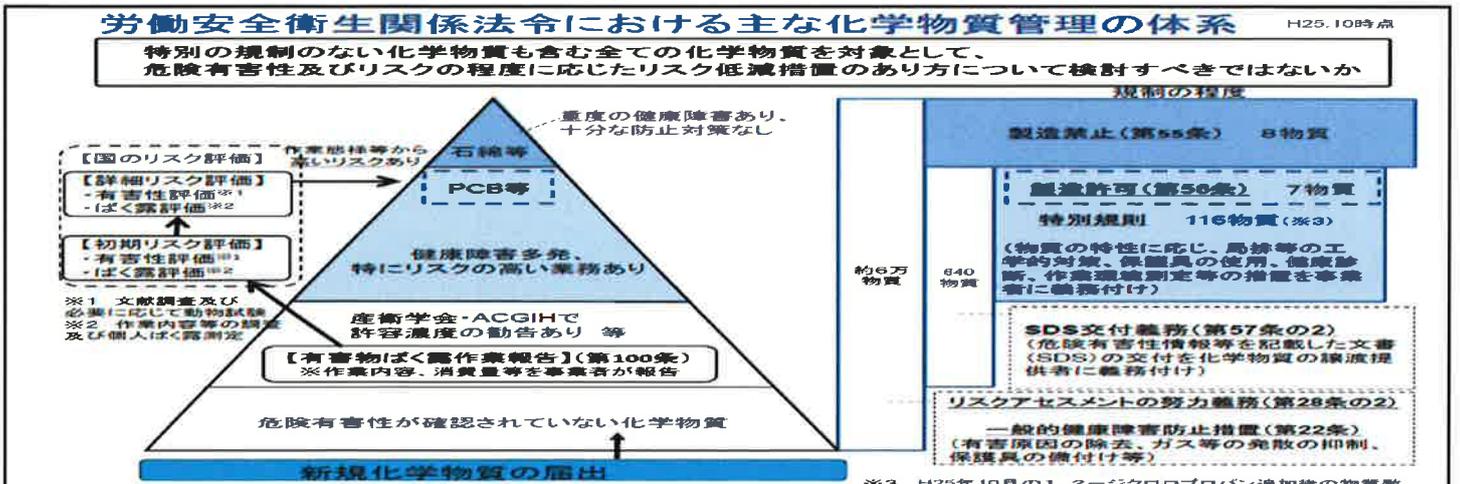
(ア) 課題
作業管理、作業環境管理の徹底により、特定化学物質、有機溶剤及び一酸化炭素等の化学物質による中毒等の防止を図ってきたところであるが、平成24年度において印刷業務における胆管がんの発症を契機として、印刷業に対して緊急対策に基づく指導を実施した。
さらに印刷業以外の業種に対しても、化学物質の有害性に即した適切な暴露防止対策が急務となっており、また、化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施をこれまで以上に推進する必要がある。
特に、化学物質を製造する事業場をはじめとして、流通段階の各事業場から安全データシート(SDS)が確実に交付されるよう周知、徹底を図る必要がある。

(イ) 目標
【目標】
平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場の割合を50%以上とする

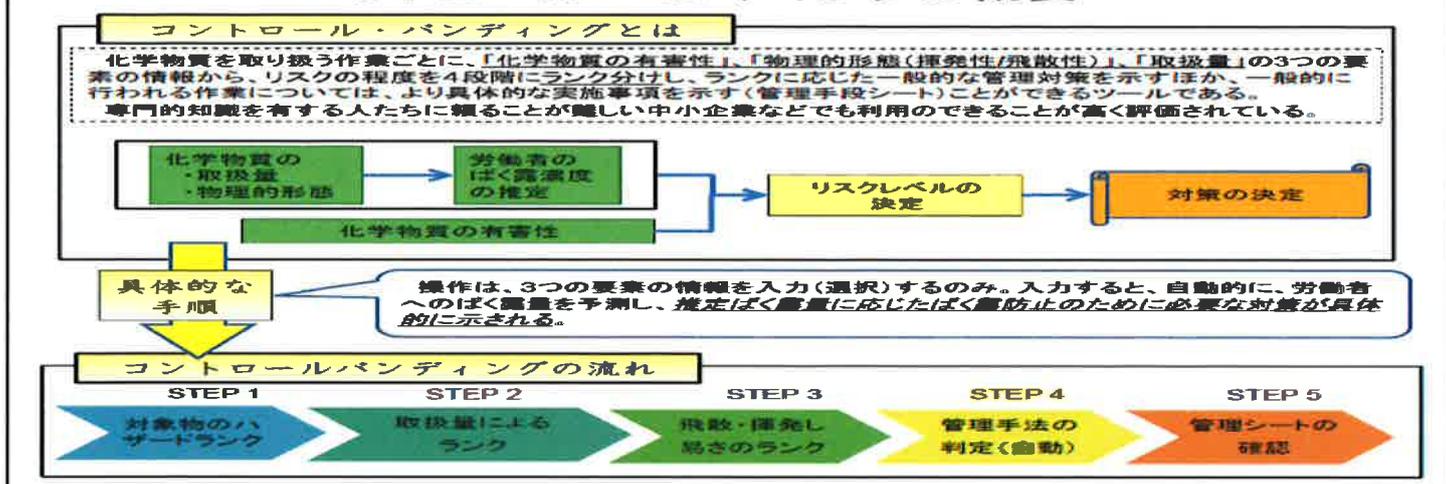
(ウ) 具体的対策

- 危険有害性の表示、安全データシート(SDS)の交付制度の普及促進
危険有害性のある化学物質を調達する場合は、危険有害性の表示、SDSの交付による危険有害性情報の伝達が確実にされるよう周知、指導する。
また、化学物質を取り扱う事業場においては、SDSを作業場に掲示する等により労働者に周知する。
- 危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進
危険有害性情報を活用したリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置の検討及び実施を推進する。
- 作業環境管理の徹底及び改善
労働安全衛生法に基づく作業環境測定を適正に実施するとともに、測定結果に基づく評価と事後措置を徹底し、職場環境の改善を推進する。

特に、印刷事業場での胆管がん発症の問題を契機に“1,2-ジクロロプロパン”が平成25年10月から「特定化学物質障害予防規則」の措置対象物質に“追加”されたことにみられるように、現在はなお、特別規則の対象でない化学物質に起因する健康障害の防止に向け、規制下でない化学物質についても事業者が自らリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講じることが重要になっており、化学物質に関する簡易なリスクアセスメントの支援ツールとして“コントロール・バンディング”の利用が推奨されています〔関連：厚生労働省「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」報告書 平25・10・29〕。



コントロール・バンディングの概要



神奈川産業保健推進センター 平成24年度産業保健調査研究「有害物質等取扱いマニュアルの作成」結果から

当センターは過去(平成12年度・14年度・20年度)から産業保健調査研究活動として、事業場で使い易い「化学物質等取扱いマニュアル」の作成に取り組んできました。この調査研究の中では、事業場での化学物質等の管理状況・改善の進捗状況をアンケートによって調査し、20年度にはGHS対応のMSDS内容を簡易に把握できる7種類の「化学物質等取扱いマニュアル」を作成してきましたが、平成24年度は、平成24年4月からの労働安全衛生規則を経て、事業場の化学物質等管理の状況にどのような変化がみられるかを把握するため、改めてアンケート調査を実施し、併せて、ホルムアルデヒド水溶液、キシレン、トルエン、硫酸という4種類の既作成のマニュアルの改訂、MDI [メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート]、鉛、アーク溶接に関する3種類のマニュアルの新規作成を企図して、該当物質・作業を有する事業場への実地調査も行いました。

平成24年 調査研究「有害物質等取扱いマニュアルの作成」

調査研究班 名簿

神奈川産業保健推進センター

氏名	役職	所属	担当
石渡 弘一	所長	産業医学	総括
芦田 敏文	基幹相談員	労働衛生工学	実態把握・マニュアル作成
阿部 龍之	基幹相談員	労働衛生工学	実態把握・マニュアル作成
白須 吉男	基幹相談員	労働衛生工学	実態把握・マニュアル作成
鶴岡 寛治	基幹相談員	労働衛生工学	実態把握・マニュアル作成
奥 貴美子	特別相談員	産業医学	実態把握・マニュアル作成
沼野 雄志	特別相談員	労働衛生工学	実態把握・マニュアル作成
村上 稔	地域担当相談員	産業医学	実態把握・マニュアル作成
中林 圭一	特別相談員	産業医学	実態把握・マニュアル作成
田中 茂	地域担当相談員	労働衛生工学	実態把握・マニュアル作成
宮川 宗之	(独)労働安全衛生総合研究所 健康障害予防研究グループ部長		助言
奥野 勉	(独)労働安全衛生総合研究所 人間工学・リスク管理研究グループ部長		助言
南 浩一郎	自治医科大学医学部 麻酔科学・集中治療医学講座 麻酔科学部門 講師		助言

横須賀市内の事業場での実地調査時の有機溶剤関連作業風景

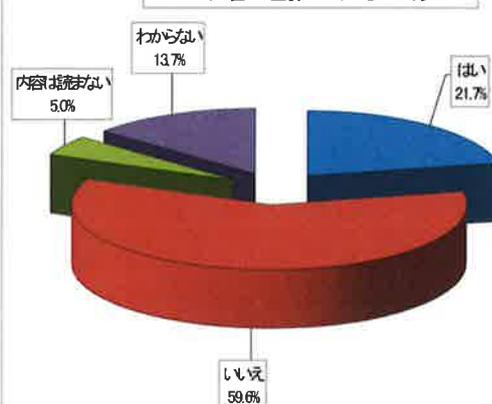


平成24年度に取り組んだ調査研究の結果では、同様な調査を行った平成12年度・14年度・20年度の関係事業場に対するアンケート結果と比較した経年的な変化をみると、50人以上規模の事業場で(M)SDSの交付が着実に進んでいる一方、50人未満規模の事業場では改善が認められませんでした。GHS仕様のSDSの普及が進む一方、SDSの記載には「より分かり易く」という要望も根強く認められ、今なおGHS仕様SDSの記載内容を分かりやすく簡易に記載し、認識と理解を促進するための方策の必要性を確認することができました。

化学物質(薬品)等購入時の購入業者からの(M)SDSの提供状況

単位 (%)		50人未満 (A群)	50人以上 (B群)
		必ず提供	
12年度群	請求すれば提供	—	76.8
	合計		95.6
	必ず提供	18.8	
14年度群	請求すれば提供	72.9	—
	合計	91.7	
	必ず提供	18.5	29.3
20年度群	請求すれば提供	72.6	68.3
	合計	91.1	97.6
	必ず提供	16.7	48.0
24年度群	請求すれば提供	77.5	52.0
	合計	94.2	100.0

SDSの内容は理解しているものが多かった



メチレンビス(4,1-フェニレン)ジイソシアネート (MDI) 取扱いマニュアル

喘息症状や皮膚アレルギーを引き起こす健康に有害な物質

CAS番号 101-68-8 許容濃度 (2012年) 0.05mg/m³

■ 危険事例
ポリウレタン成型工場で、原料のMDIを溶かし原料タンクへ漏らしていた。呼吸器科(化学物質科)に搬送された。

■ 人体への影響
吸入は呼吸器科、皮膚への付着は呼吸器科に有害

■ 性質と危険性
・ 白色～淡黄色の結晶で、融点は 37℃、引火点は 196℃
・ 可燃性あり-加温による有害ガス発生
・ 酸、アルコール、アミン等と激しく反応、火災・爆発のおそれ

■ 取扱い作業上の注意
設備・保護具を含むばく漏防止措置の徹底が必要
・ 作業を始める前には換気装置を稼働し、作業終了後もしばらく稼働させておくこと
・ 反応生成物を取り出すときは、有害ガスが発生するので注意
・ 漏れのような症状を示したときは直ちに作業場から離れること
・ 火災 燃焼

■ 使用すべき保護具
・ 防じん兼付き防毒マスク (有害ガス用吸収付-ろ材材は95%以上の捕集効率のもの)
・ ゴグル型の保護メガネ
・ MDIを透過しにくい化学防護手袋 (例: ブチルゴム製)

■ 応急処置の仕方
・ 現場から新鮮な空気の場所へ移動
・ 目や皮膚-直ちに水で十分に洗い流すこと
・ 汚染した衣類を直ちに脱がせること (汚染された衣類は作業場から出さない)
・ 早急な医療機関での受診 (SDSの持参)

救急時の搬送先医療機関
名 称: 〃
電 話: 〃

株式会社 労働安全衛生協会 神奈川産業保健推進センター Tel: 045-410-1160

ホルムアルデヒド水溶液(くん蒸作業) 取扱いマニュアル

発がん性があるなど、健康に有害な物質

CAS番号 50-00-0 許容濃度(2012年)0.1ppm

■ 危険事例
建設現場にてくん蒸作業を行ったところ、ホルムアルデヒドガスが漏れ、労働者が急性中毒症状を起した

■ 人体への影響
吸入、眼・皮膚への付着は極めて有害
・ 鼻洞のぼくで、呼吸器系・中枢神経に重篤な障害をおそれ
・ 蒸気吸入で、痙攣がみられる

■ 性質と危険性
・ 無色の液体で、特異臭があり、沸点は 98℃ (37%水溶液)、引火点は 85℃ (37%水溶液)
・ ホルムアルデヒド水溶液は 6～9%のメタノールを含む一作業場所及びその周辺の火気は絶対厳禁

■ 取扱い作業上の注意
設備・保護具を含むばく漏防止措置の徹底が必要
・ 作業を始める前には換気装置を稼働し、作業終了後もしばらく稼働させておくこと
・ 作業場所では防凍用の加熱器を使用
・ 休憩時には HEPA フィルター付真空掃除機を稼働し、汚染された作業服・作業靴の洗浄を徹底し、汚染作業服の持ち帰りは禁止
・ 作業場所及びその周辺の火気は絶対厳禁

■ 使用すべき保護具
・ ホルムアルデヒド用吸収付付き防毒マスク
・ ゴグル型の保護メガネ
・ ホルムアルデヒドを透過しにくい化学防護手袋 (例: ニトリルゴム製)

■ 応急処置の仕方
・ 現場から新鮮な空気の場所へ移動
・ 目や皮膚-直ちに水で十分に洗い流すこと
・ 汚染した衣類を直ちに脱がせること (汚染された衣類は作業場から出さない)
・ 早急な医療機関での受診 (SDSの持参)

救急時の搬送先医療機関
名 称: 〃
電 話: 〃

株式会社 労働安全衛生協会 神奈川産業保健推進センター Tel: 045-410-1160

鉛 取扱いマニュアル

不妊や手足の麻痺を起こす健康に有害な物質

CAS番号 7439-92-1 許容濃度 (2012年) 0.05 mg/m³

■ 危険事例
鉛蓄電池リハビリ用機の電池箱から鉛を含有する工場廃棄コンクリートブロック工事に使用していた労働者が鉛中毒になった。

■ 人体への影響
・ 男性-精子の減少、女性-不妊、胎児への悪影響
・ 貧血、腎臓、脳、手足先の神経、心臓への悪影響
・ 骨がん性

■ 性質と危険性
・ 帯白色～鉛灰色の固体で、融点は 327.4℃、比重は 11.3
・ 粉末-粒状での空気との混合-粉じん爆発の可能性
・ 酸-アルカリと反応-水素ガスを発生、引火爆発のおそれ

■ 取扱い作業上の注意
設備・保護具を含むばく漏防止措置の徹底が必要
・ 作業を始める前には換気装置を稼働し、作業終了後もしばらく稼働させておくこと
・ 作業場での飲食・喫煙禁止
・ 作業後の手洗い・うがいの徹底
・ 休憩時には、入り口に濡ったマット、HEPA フィルター付真空掃除機を稼働

■ 使用すべき保護具
・ 防じんマスク (ろ材材は捕集効率 95%以上のもの)
・ スペクトル型-ゴグル型の保護メガネ
・ 手足で鉛を取り扱う場合は、必ず保護手袋を稼働

■ 応急処置の仕方
・ 粉体の皮膚付着-直ちに流水と石鹸で皮膚を洗うこと (15分以内)
・ 吸入-直ちに鼻かき、うがいさせること
・ 早急な医療機関での受診 (SDSの持参)

救急時の搬送先医療機関
名 称: 〃
電 話: 〃

株式会社 労働安全衛生協会 神奈川産業保健推進センター Tel: 045-410-1160

キシレン 取扱いマニュアル

引火・爆発のおそれがあり健康に有害な物質

CAS番号 1330-20-7 許容濃度 (2012年) 50ppm

■ 危険事例
建設現場にて原料タンク内部の換気作業中、漏れに由来するキシレンの蒸気が入り、火気が発生した(燃焼・爆発)

■ 人体への影響
・ 高濃度での吸入-頭痛・吐瀉
・ 液体-蒸気の皮膚-目への刺激性・生毒性

■ 性質と危険性
・ 高い引火性-引火点 27℃
・ 蒸気は空気より重く、低い場所へ高濃度で滞留
・ 水に浮くため、下水に流すと水面上に広がりが発生
・ 空気との混合-爆発性-混合ガスの発生 (爆発範囲: 1.1～7.0%)

■ 取扱い作業上の注意
設備・保護具を含むばく漏防止措置の徹底が必要
・ 作業を始める前には換気装置を稼働し、作業終了後もしばらく稼働させておくこと
・ 静電気防止の作業服-作業靴を着用
・ 容器への注入時-接地とボンディング
・ 容器は使用の腐蝕防止、空気を吸い込むフタを定期的に確認すること
・ 作業場所周辺では、溶剤-溶媒、火花が出る作業は禁止
・ 有害溶剤での手洗い、拭きは禁止
・ こぼした場合は、水で洗い流さないで、乾燥砂や不燃材で吸収し、容器に入れて密閉

■ 使用すべき保護具
・ 有害ガス用吸収付付き防毒マスク
・ ゴグル型の保護メガネ
・ キシレンを透過しにくい化学防護手袋 (例: ポリビニルアルコール製)

■ 応急処置の仕方
・ 現場から新鮮な空気の場所へ移動
・ 目や皮膚-直ちに水で十分に洗い流すこと
・ 汚染した衣類を直ちに脱がせること (汚染された衣類は作業場から出さない)
・ 早急な医療機関での受診 (気分が悪いだけでも) (SDSの持参)

救急時の搬送先医療機関
名 称: 〃
電 話: 〃

株式会社 労働安全衛生協会 神奈川産業保健推進センター Tel: 045-410-1160

トルエン 取扱いマニュアル

引火・爆発のおそれがあり健康に有害な物質

CAS番号 108-88-3 許容濃度 (2012年) 20ppm

■ 危険事例
ビル地下階での換気作業中、劣化したトルエンを吸入して急性中毒になった

■ 人体への影響
吸入や皮膚・目の付着は有害
・ 傾倒しやすく-中枢神経、発熱、肝臓の障害のおそれ
・ 生毒性、胎児への悪影響

■ 性質と危険性
・ 高い引火性-引火点 4℃
・ 蒸気は空気より重く、低い場所へ高濃度で滞留
・ 水に浮くため、下水に流すと水面上に広がりが発生
・ 空気との混合-爆発性-混合ガスの発生 (爆発範囲: 1.1～7.1%)

■ 取扱い作業上の注意
設備・保護具を含むばく漏防止措置の徹底が必要
・ 作業を始める前には換気装置を稼働し、作業終了後もしばらく稼働させておくこと
・ 静電気防止の作業服-作業靴を着用
・ 容器への注入時-接地とボンディング
・ 容器は使用の腐蝕防止、空気を吸い込むフタを定期的に確認すること
・ 汚染ウェスをフタ付容器に入れて密閉
・ 作業場所周辺では、溶剤-溶媒、火花が出る作業は禁止
・ 有害溶剤での手洗い、拭きは禁止
・ こぼした場合は、水で洗い流さないで、乾燥砂や不燃材で吸収し、容器に入れて密閉

■ 使用すべき保護具
・ 有害ガス用吸収付付き防毒マスク (有害ガス用吸収付-ろ材材は95%以上の捕集効率のもの)
・ ゴグル型の保護メガネ
・ トルエンを透過しにくい化学防護手袋 (例: ポリビニルアルコール製)

■ 応急処置の仕方
・ 現場から新鮮な空気の場所へ移動
・ 目や皮膚-直ちに水で十分に洗い流すこと
・ 汚染した衣類を直ちに脱がせること (汚染された衣類は作業場から出さない)
・ 早急な医療機関での受診 (気分が悪いだけでも) (SDSの持参)

救急時の搬送先医療機関
名 称: 〃
電 話: 〃

株式会社 労働安全衛生協会 神奈川産業保健推進センター Tel: 045-410-1160

硫酸 取扱いマニュアル

皮膚等を傷つけ、健康に有害な物質

CAS番号 7664-93-9 許容濃度 (2012年) 1mg/m³

■ 危険事例
工場の腐蝕性薬品の混合配製時に、個人防護具のボルト部分から腐蝕が起きて流出事故があった

■ 人体への影響
吸入、皮膚・目への付着は極めて有害
・ 呼吸器系に重篤な障害を起し、歯 (エナメル質) をおさすおそれ

■ 性質と危険性
・ 無色透明の可燃性物質に接触-発火・爆発のおそれ
・ 排水作用-水との接触で激しい発熱、用器のおそれ
・ 苛性酸
・ 金属を腐食、発生した水素の燃焼・爆発のおそれ
・ 加酸-有害なヒューム、三酸化イオウ等の有害ガス 発生のおそれ

■ 取扱い作業上の注意
設備・保護具を含むばく漏防止措置の徹底が必要
・ 作業を始める前には換気装置を稼働し、作業終了後もしばらく稼働させておくこと
・ こぼれた場合-土砂などに吸収させて取り除くか、多量の水で洗い流すこと (必ず保護具を着用)
・ 有害物をつくるときの水-水を採取しながらか水の中に硫酸を加えずに注ぐ
・ 使用済みや余った硫酸の廃棄-廃棄前に必ず中和処理するか、専門業者に委託すること
・ 洗濯機とシャワーは常に使用できる状態にしておくこと

■ 使用すべき保護具
・ 防じん兼付き防毒マスク (有害ガス用吸収付付き防毒マスクは捕集効率 80%以上のもの)
・ 保護メガネ (スペクトル型、スペクトル型-ゴグル型の保護メガネ、保護面)
・ 蒸気透過しにくい化学防護手袋 (例: ポリエチレン製)

■ 応急処置の仕方
・ 現場から新鮮な空気の場所へ移動
・ 目や皮膚-直ちに水で十分に洗い流すこと
・ 汚染した衣類を直ちに脱がせること
・ 早急な医療機関での受診 (SDSの持参)

救急時の搬送先医療機関
名 称: 〃
電 話: 〃

株式会社 労働安全衛生協会 神奈川産業保健推進センター Tel: 045-410-1160

アーク溶接 作業マニュアル

じん肺のおそれなど、健康に有害な作業



■ 災害事例
 ・ 溶風が十分な屋内作業場で溶接ガスアーク溶接で一酸化炭素中毒になった。
 ・ アーク溶接作業場所のすぐそばでバリ取り作業をしていたら、目が失明。鼻がとまらなくなり、アーク溶接機の顔面が赤く腫れて、皮膚が剥けてきた。

■ 人体への影響
【アーク光】 紫外線による眼炎（眼痛）、皮膚炎（強い日焼け・火傷）、青色光による網膜症に起因する視力障害のおそれ
【ヒューム】 微細な金属粒子を含む煙を長期間吸い込むことによるじん肺のおそれ
【発生ガス】 分解ガス発生による一酸化炭素中毒、酸素欠乏のおそれ
【熱】 赤外線、スパッタ、スラグ等による火傷や火災・引火燃焼のおそれ、高温作業環境、各種保護具着用による熱中症のおそれ
【電気】 感電や電撃死の影響

■ 性質と危険性
【放射温度】 4,000～6,000℃
【有害物】 ・ 青色光・紫外線・赤外線
 ・ 酸化鉄粉や、金属の酸化物（主として）
 ・ 一酸化炭素
 ・ スパッタ / スラグの飛散
【電 気】 ・ 感電 / 火災 / 電撃死
 等による危険性

■ 火災時の対応
 水を掛けることで感電の危険性があるので、注意しながら、電源側の電源スイッチを切ること

■ 取扱作業上の注意 / 使用するべき保護具
【青色光・紫外線・赤外線】 溶接の電弧に起因した電弧光を遮る溶接用防護面・遮光メガネの着用 / 保護性のエアロンや保護衣、溶接用革製保護手袋の着用
【金属ヒューム】 全体換気の実施 / 風下方向を向いての作業 / 防じんマスクの着用 / 狭小な場所での電扇ファン付き呼吸用保護具等の着用
【酸素欠乏・一酸化炭素】 全身換気の実施 / 狭小な場所での送気マスクの着用
【スパッタ / スラグ】 熱伝性の防護面やエプロン、溶接用革製保護手袋の着用、安全靴は確認ができないうちに着用 / 周辺に可燃物の除去
【電気】 溶接機や配線に接触のないものを使用 / 水気のある場所での作業を禁止 / ベースメーク利用時の禁止
【周辺作業】 アーク光・熱へのばく露防止のための遮光用メガネ等の保護眼鏡の着用徹底 / 不燃性・耐火性の遮光用カーテン・遮光による作業環境の確保

■ 応急処置の仕方
【熱中症】 扇風機や冷水で身体を冷やし、スポーツドリンク等で水分・塩分を十分に補給、体温が高い、自分で水が飲めない、ボーッとしている場合は、直ちに救急車へ搬送
【酸欠・一酸化炭素中毒】 二次災害に気をつけながら現場から速出し、直ちに救急車へ搬送
【熱傷（火傷）】 衣服は無傷にとらずに流水で15分程度冷やし、患部を冷やして搬送

救急時の搬送先医療機関
 名 称：
 電 話：

救急搬送時の現場措置状況に関するチェックリスト

神奈川県産業保健推進センター

災害発生時の対応迅速の順、順時にチェックして、関係職員・作業のSDS等に該当箇所を印すこと

被災労働者氏名	生年月日	血液型
氏名	(年齢)	(型)
関係物質・作業のSDSの添付		
<input type="checkbox"/>	MDCL(おしんじたス(1-1)にシシメタリク(1)アーク)	製品・製品名
<input type="checkbox"/>		該当物質名
<input type="checkbox"/>		(%)
1. 通報者や安全管理担当者から十分な情報を入手し、現場の安全を確認した上で救急作業を開始する。 2. 傷病者との接触前に二次汚染防止対策が必須であり、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル(フェイスシールド)を着用する。 3. 傷病者の衣服はしぼしばしぼ薬品で汚染されているので、取り除くに十分気をつける。 4. 初期処置は、衣服や身に付いているものを除去し、薬剤が当たれば皮膚を柔らかい布やブランケットで拭き取り、可能であれば大量の水流水で薬品の付着した範囲を継続的に洗浄する。 5. 傷病者の痛みや吐き戻し感が持続している場合、医療機関到着後も医師に引き継ぎまで洗浄を継続する。 6. 目に入った場合は水流水や生理食塩水で結膜・角膜を継続的に洗浄する。 7. 災害現場にSDSを持参させる。		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
1. 通報者や安全管理担当者から十分な情報を入手し、現場の安全を確認した上で救急作業を開始する。 2. 傷病者などの接触前に二次汚染防止対策が必須であり、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル(フェイスシールド)を着用する。 3. 傷病者の衣服はしぼしばしぼ薬品で汚染されているので、取り除くに十分気をつける。 4. 初期処置は、衣服や身に付いているものを除去し、薬剤が当たれば皮膚を柔らかい布やブランケットで拭き取り、可能であれば大量の水流水で薬品の付着した範囲を継続的に洗浄する。 5. 傷病者の痛みや吐き戻し感が持続している場合、医療機関到着後も医師に引き継ぎまで洗浄を継続する。 6. 目に入った場合は水流水や生理食塩水で結膜・角膜を継続的に洗浄する。		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
1. 通報者や安全管理担当者から十分な情報を入手し、現場の安全を確認した上で救急作業を開始する。 2. 傷病者との接触前に二次汚染防止対策が必須であり、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル(フェイスシールド)を着用する。 3. 傷病者の衣服はしぼしばしぼ薬品で汚染されているので、取り除くに十分気をつける。		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
1. 通報者や安全管理担当者から十分な情報を入手し、現場の安全を確認した上で救急作業を開始する。 2. 傷病者との接触前に二次汚染防止対策が必須であり、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル(フェイスシールド)を着用する。 3. 傷病者の衣服はしぼしばしぼ薬品で汚染されているので、取り除くに十分気をつける。		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

衛生管理実務講座 「化学物質管理の適正化～安全データシート(SDS)と労働衛生保護具の有効・適切な活用方法」ご案内

衛生管理実務講座は、適切・適正な化学物質管理の基本として重要なSDSをいかに事業場で有効に活用するか、化学物質を取り扱う作業に必要な労働衛生保護具をいかに適切に選択するか等のポイントに焦点をあてた研修、化学物質取扱い作業に必要な「呼吸用保護具」のフィッティング度チェックの仕方に関する実習を行います。さらに調査研究活動「有害物質等取扱いマニュアルの作成」成果としての6種類の化学物質とアーク溶接作業、計7種類の「マニュアル・ポスター」(A2版)を無料で配布します。奮って御参加ください。

<第1回目 - 川崎地区> 平成26年2月10日(月) 13:30～ 川崎市産業振興会館 9F 第3研修室	<第2回目 - 小田原地区> 平成26年2月12日(水) 13:30～ 小田原箱根商工会議所 1F Aホール
<第3回目 - 相模原地区> 平成26年2月21日(金) 13:30～ 相模原南メディカルセンター 大会議室	<第4回目 - 横浜地区> 平成26年2月26日(水) 13:30～ 神奈川産業保健推進センター 研修室

講座内容・講師 <第1回目～第4回目まで、いずれも内容は同じです。受講料/資料代:無料>
 1) 講演「化学物質情報を有効に活用するために」
 神奈川産業保健推進センター 産業保健(基幹)相談員
 白須労働衛生コンサルタント事務所 所長
 白須 吉男 氏
 2) 講演「化学物質による曝露を防護するための労働衛生保護具の適正な選択と使用について」
 神奈川産業保健推進センター 産業保健(地域担当)相談員
 (学)十文字学園 十文字学園女子大学 大学院 人間生活科学研究科 教授
 田中 茂 氏
 3) 講演「化学物質に対する呼吸用保護具の正しい使用方法(フィットチェックを含む)」
 スリーエム ヘルスカケア(株) 安全衛生製品事業部 販売部 保護具シニアアドバイザー
 宗像 壯典 氏

申込方法 当センターHPの研修・講習会・交流会案内をご覧ください。HP <http://www.sanpo-kanagawa.jp>

県西地域産業保健センターで長らくコーディネーターを務められた 山本 勲 さんが平成26年12月7日逝去されました(享年 73歳)。山本さんの御冥福を謹んでお祈り申し上げます。

独立行政法人 労働者健康福祉機構
神奈川産業保健推進センター
 〒221-0835
 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
 電話: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161
 URL: <http://www.sanpo-kanagawa.jp>
 E-mail: sanpo14@kba.biglobe.ne.jp

ご利用いただける日時
 ● 休日を除く毎日/午前9時～午後5時30分

休日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。